

市町村合併調査研究特別委員会

平成16年3月16日午後1時30分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎三木 誓士	○小野 隆雄	松田 正	飯高 昭二
西谷 剛周	浅井 正八	坂口 徹	浦野 圭司
木田 守彦	木澤 正男	里川宜志子	中西 和夫
中川 靖広			森河議長

欠席委員 吉川 勝義

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	総 務 部 長	植村 哲男
企画財政課長	藤原 伸宏	同 課 長 補 佐	山崎 篤
同 課 長 補 佐	西巻 昭男	同 係 長	福居 哲也

3. 会議の書記

議会事務局長	浦口 隆	同 係 長	猪川 恭弘
--------	------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

委員長	開 会（午後 1 時 3 0 分） 署名委員 浦野委員、木田委員
委員長	ごくろうさまです。ただいまより、市町村合併調査研究特別委員会を開会します。それでは本日の会議をはじめます。 町長には若干遅れて出席と聞いておりますので、助役の方から挨拶をお受け致します。芳村助役 （ 助役挨拶 ）
委員長	前後になりましたが、吉川議員が本日欠席です。 それでは、本日の委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。 署名委員に、坂口委員、浦野委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしく願いいたします。
委員長	それでは、レジメに沿って審議を進めてまいります。 1. 市町村合併について、（1）第 1 0 回、平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・上牧町・王寺町・河合町合併協議会の報告についてを議題と致します。 理事者の報告を求めます。
企画財政 課長	それでは、去る 3 月 1 0 日、王寺町王寺アリーナにおいて開催されました、第 1 0 回合併協議会について、ご報告申し上げます。 まず、会議の冒頭に事務局長より、斑鳩町の 4 号委員の吉川喜巳雄氏が 2 月末をもって一身上の都合により退任の報告がありました。その後任に太田信隆氏が就任されております。太田委員には、新市建設計画（まちづくり計画）策定小委員会委員に出向していただくことになっております。 それでは、協議、報告事項についてご報告を申し上げます。 まず始めに、報告第 2 1 号第 4 回新市の名称・事務所の位置検討小

委員会報告についてでございます。

去る２月１６日に、平群町中央公民館におきまして、第４回の小委員会が開催をされました。この審議結果等について、下村委員長から報告がされております。

小委員会では、まず、新市の名称について、応募されました新市の名称候補から協議会に報告する名称候補を絞り込むため、第１次選定で各委員が３点を選び、その後、最終選考で５点程度まで絞り込んで協議会に報告するということで確認されております。また、第１次選定の時点で、応募数が多かった上位３点が選定から漏れた場合には、協議会に報告する点数に追加をすることも合わせて確認されたところであります。

次に、庁舎機能の方式の検討にあたり、事務局から先進事例を参考にして具体的な説明を受け、委員からは本庁舎方式あるいは総合支所一部分庁舎方式について意見が出されております。重要な協議事項であるとして、再度持ち帰って検討することになり、引き続き継続協議とされております。今後の委員会の進め方として、次回の小委員会で各町の意向をお聞きするなかで、庁舎機能の方式についての意見集約を行い、その後、事務所の位置について検討・協議したいとの報告がされております。

次に、報告第２２号第４回新市建設計画（まちづくり計画）策定小委員会報告についてでございます。

去る２月２３日に、上牧町保健福祉センターにおきまして、第４回の小委員会が開催をされました。この審議結果等について、荒木委員長から報告がされております。

小委員会では、まず、継続協議になっていました「新市建設計画（まちづくり計画）の計画部分に係る主要事業及び事業概要(案)」について、委員より多くの質問・意見が寄せられております。小委員会としては、それらを事務局で十分に検討し、再度、調整・整理をしたうえで、その結果を次回委員会で報告を受けることで承認されました。

新規協議の「県事業の推進(案)」については、合併後の新市の建設

と発展を図るため、県が実施する事業として、現時点において、県との協議で概ね合意が得られた事業について、事務局より提案があり、継続協議とされました。

次に、「公共的施設の適正な配置と整備の方針(案)」については、新市での地域のバランスや住民生活の利便性などに配慮し、既存の公共施設の有効利用と、財政運営の効率化を図りながら公共的施設の配置や整備について検討していくとの方針の提案がされ、これについても継続協議とされたところであります。

以上が報告2件の主な内容であります。

続きまして、前回の協議会で提案をされました協議第29号人権施策関係事業の取扱いについてでございます。資料1-1の2ページでございます。前回協議会にて7町の人権相談の実績、人権相談の相談者等についての質問があり、この報告がされております。これについては、3ページから5ページに、行政相談、人権相談、法律相談、消費者相談の平成12年度から14年度までの年度別で整理したものを資料としてつけております。また、6ページに同じ内容になりますが、人権相談についての相談内容と件数を、7ページに消費者相談の相談内容と件数の資料がつけられております。なお、人権相談については、7町とも人権擁護委員により実施をされているところであります。

もう一度2ページをご覧ください。この協定項目の1番目と4番目ですが、末尾でどちらも「推進に努める」となっており、委員から、「推進する」と訂正されたいとの意見があり、そのように訂正を加えて、この協定項目については確認をされました。

次に、同じく継続審議となっておりました協議第30号環境対策事業の取扱いについてでございます。資料1-1の8ページでございます。この1番目に、「ごみ収集・運搬については、当面、現行のとおりとし、合併後、すみやかに調整し、統一する。」とされております。このことについて、前回の協議会で委員から、調整の手順についてどのように考えているのかとの質問があり、専門部会において検討され、9ページの資料としてまとめられております。ごみ収集・運搬に関し

て調整・検討を要する項目として、収集方式など10項目があげられております。調整・検討の作業手順としましては、7町の現状把握、県内市町村の現状調査、住民の意向調査などを行い、調整案が作成されます。その作業に要する期間として約1年程度が必要になるとの説明がございました。

次に、これも前回の協議会での委員の要望ですが、7町のごみ焼却場施設の概要について、資料が提出されております。10ページ、11ページにつけておりますので、また後ほど、ご覧いただければと思います。

次に、前回の協議会において俎上にのぼりました「奈良県ごみ処理広域化計画」についての説明が事務局よりされております。この計画は、平成11年3月に策定されたもので、計画期間は、平成11年度から20年度までの10年間となっております。この計画では、焼却対象量を基に、1日あたり100tから300tを基本として、地理的条件などを考慮して、県内を6ブロックに分けております。このブロック割では、生駒郡4町と大和郡山市、生駒市が第3ブロック、北葛城郡6町と大和高田市、御所市、香芝市が第4ブロックとなっております。事務局からは、今後、県内における市町村合併の推移にあわせて、このブロックの枠組みを見直す必要も生じてくると思われ、県や近隣市町村と、これまで以上に連絡を密にして、相互理解を深めながら、ごみ処理広域化に向けて検討していく必要があるとの考え方が示されております。

この項目についての委員の意見ですが、主に3点ございました。

まず、1点目は、先ほど申し上げましたごみ収集・運搬に関する調整手順に関するものであります。調整に要する期間を1年と申し上げましたが、これを短縮できないのかとの意見があり、事務局からは、できるだけ早く進めるが、住民生活に直結したことであり、ある程度時間をいただきたいとの回答がありました。

2点目として、前回の特別委員会において、吉川委員さんからご指摘のありました件であります。資料の8ページをご覧ください。協定

項目の４番目であります。「火葬場、墓地、焼却場については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、新市において地元同意の趣旨を尊重する。」とございますが、この焼却場の次にし尿処理場等を加えることで了承されております。

３点目として、奈良県ごみ処理広域化計画についてであります。「計画期間が２０１０年であり、また、７町でも、第３、第４ブロックに分けられていることから、この計画が本当にできるのか。」、また、「現在の計画エリアでは難しく、それであるからこそ合併を進めていくべき」といった意見が出されました。これについては、岡井会長より、「当然、県が出した計画であるので、合併協議と並行し、県とも話し合いを進めていかなければならない。また、県の対応をきちっとしてもらおう方向で話しを進めないといけない。」との考えが示されました。

この「環境対策事業の取扱いについて」は、先ほど申し上げましたとおり、４番目にし尿処理場等を追加し、確認をされたところであります。

次に、資料１－１の１２ページをお開きください。協議第３１号水道事業の取扱いについてでございます。これも継続協議となっていたものでございます。前回の協議会において、水道事業は独立採算制であり各町の決算状況を明らかにして欲しいとの意見がありましたので、追加資料が提出されております。資料の１３ページに７町の平成１４年度水道事業会計決算がつけられておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

この協定項目については、８ページにございますように、２番目として、「料金・加入金等及び使用水量の検針・料金の徴収については、当面現行のとおりとし、合併後３年を目途に統一する。」としていましたが、現在、専門部会及び事務局で再調整をしており、この協議第３１号については、引き続き継続協議としたいとのことであります。

これに対し、委員からは、「各町の事情に応じて一般会計からの補填がされていたり、料金についても格差がある。合併が公平・公正な

信念のもとに進められるものであるので、3年後というのではなく1年ぐらいにならないか」との意見がありました。

また、「住民負担がいくらになるのか、一日も早く合併コストを出すべき。」との意見に対して、事務局より「住民負担にかかわる使用料等については、水道料金をはじめたくさんある。これまで協議、確認いただいているなかで、地方税については、法人市民税の取扱い、都市計画税の税率を決める必要がある。国民健康保険税の税率、介護保険の保険料も決める必要がある。また、健康診断の一部負担、水道使用料、加入者負担金等、下水道負担金、幼稚園入園料・保育料、保育園の保育料等が主な住民生活に関わって住民負担いただくものであり、これらの項目については、確認いただきましたら、基本的な方針に従って具体的な数字の積算に入っていく。できれば、4月以降、若しくは5月に、具体的な数字を示したいと考えている。」との回答がありました。

次に、継続協議の協議第32号下水道事業の取扱いについてであります。資料1-1の14ページでございます。これにつきましても、事務局から「前回、下水道使用料の料金構成について、今後、住民説明会などを通じて、住民の皆さんにわかりやすく説明し、よく理解いただくようにすべきとの意見いただいたので、その趣旨にそって、現在、専門部会において、調整、検討中である。具体的な金額については、協定項目「14. 使用料、手数料の取扱い」のなかで、報告したい。」との説明がありました。

したがいまして、この下水道事業の取扱いについての項目2の「公共下水道使用料については、当面現行のとおりとし、新市において速やかに調整し、統一する。」として提案されていましたが、これについても、専門部会及び事務局で再調整するため、引き続き継続協議とされたところであります。

続きまして新規に提案されました協議事項であります。

資料1-1の15ページをお開き下さい。協議第33号合併協定項目の追加について提案がされております。これにつきましては、分科

会・専門部会において、社会福祉事業の取扱いについて、新たな協定項目として協議いただくほうが良いということになり、新たな協定項目として追加提案されたものであります。委員からは異議もなく、了承されております。

次に、１７ページをお開き下さい。ただいま追加提案をされました協議第３４号社会福祉事業の取扱いについてであります。

１として、国又は県が定める制度に基づいて実施している社会福祉事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ実施する。これにつきましては、１８ページをご覧ください。国・県補助対象事業として、災害弔慰金・災害障害見舞金支給事業、災害援護資金貸付事業、行路死亡人の３事業がありますが、７町すべてにおいて実施される事業でありますことから、現行のとおり新市に引き継ぎ実施をするものであります。

１７ページにお戻り下さい。２としまして、歳末見舞金支給事業及び施設入所者等への慰問については、事業の目的、実績等を考慮し、合併時に廃止も含め調整する。これにつきましては、１９ページをご覧ください。歳末見舞金支給事業については、安堵町、上牧町、王寺町で実施されていますが、対象者、支給額が異なっております。２０ページをご覧ください。施設入所者等への慰問については、斑鳩町、王寺町で実施されていますが、これについても事業内容、支給額が異なっております。この二つの事業について、これまでの取り組みを踏まえながら、事業の目的、実績等を考慮し、合併時に廃止も含めて調整したいとの方針であります。

また、１７ページにお戻り下さい。３としまして、戦没者追悼式については、現在までの取り組みの経過を踏まえ、新市において実施する。これについては資料の２１ページをご覧ください。実施時期や内容に若干の差異はあるものの、７町で実施をされていることから、新市においても実施するということであります。

１７ページにお戻り下さい。４として、保健福祉センター等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。７町それぞれにおいて、福祉・

保健事業を進めるための拠点として施設設置されていますことから、現行のとおり新市に引き継ぐこととされております。

次に、5として、福祉事務所については、合併時に設置する。社会福祉法第14条の規定により、市になれば設置しなければならないと定められており、合併時に新たに福祉事務所を設置し、これまで中和福祉事務所で行われていた生活保護、母子及び寡婦福祉法や身体障害者福祉法に定める援護、育成、更正関する事務を引き継ぐものであります。

次に、6として、社会福祉協議会については、それぞれの事情を尊重しながら合併に向け調整に努める。また、事務委託等については、社会福祉協議会の事業を尊重しながら調整に努める。社会福祉協議会は、現在、7町すべてにおいて設置されており、地域福祉の推進に尽力されておられますので、各町の社会福祉協議会の事情を尊重しながら、合併に向けて調整に努めるものであります。

以上が社会福祉事業の取扱いについての提案内容であります。福祉事務所設置のメリットについての質問があったほかは質問もなく、継続協議とされたところであります。

次に、協議第35号障害者福祉事業の取扱いについて、ご説明させていただきます。会議資料の25ページをご覧くださいと思います。

1として、国又は県が定める事業については、現行の実施方法を基準とし、合併時に調整し、実施する。

2として、重度心身障害者等福祉年金、心身障害者医療費助成事業及び重度心身障害者医療費助成事業については、合併時に調整し実施する。

3として、補装具等自己負担分助成金交付については、事業の目的、実績等を考慮し、合併時に廃止も含め調整する。

26ページをご覧ください。まず、1点目の国又は県が定める制度についてですが、障害者支援費支給事業及び日常生活支援事業については、7町において共通した事業が実施されております。国庫補助事

業となっております次の障害者社会参加促進事業と在宅心身障害者福祉サービス事業については、選択事業となっており、平群町と斑鳩町は障害者社会参加促進事業を選択し、その他の5町については在宅心身障害者福祉サービス事業を選択されているところであります。これについては、市になりますと、国庫補助対象事業が選択事業ではなく、障害者社会参加促進事業となりますので、調整の必要があります。このように、国又は県が定める制度については、現行の実施方法を基準とし7町においてそれぞれ差異がありますので、合併時に調整し、実施することとされております。

次に、重度心身障害者等福祉年金、心身障害者医療費助成事業及び重度心身障害者医療費助成事業については、それぞれの内容、対象者、支給額を資料として28ページから30ページにまとめておりますが、対象者、支給額あるいは所得制限に各町違いがありますので、合併時に調整し実施することとされております。

3番目の補装具等自己負担分助成金交付については、平群町において実施されており、国庫補助対象事業となっている日常生活支援事業において調整する必要もあることから、事業の目的、実績等を考慮し、合併時に廃止も含め調整することとされております。

以上が障害者福祉事業の取扱いについての提案内容であります、委員からは特に質問もなく、継続協議とされたところであります。

次に、32ページをご覧ください。協議第36号高齢者福祉事業の取扱いについて、ご説明申し上げます。

1として、国又は県が定める制度については、現行の実施方法を基準とし、合併時に調整し、実施する。

2としまして、町単独事業については、事業の趣旨、目的を考慮しながら、合併時まで調整する。

高齢者福祉事業に関して、事務事業の現況調書を33ページから34ページにまとめておりますので、そちらをご覧くださいと思います。まず、国又は県補助対象事業ですが、一部の事業において実施をしていないところもあり、現行の実施方法を基準とし、7町において差異

があるので、合併時に調整し、実施することとされております。

また、町単独事業については、それぞれ各町で違いがありますことから、事業の趣旨、目的を考慮しながら、合併時まで調整することとされております。それぞれの内容等につきましては、35ページから45ページに資料がつけられておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上が高齢者福祉事業の取扱いについての提案内容であります。委員から、「それぞれ大変重要なサービスであり、今後、利用者からみてどのように調整されるのか、どの段階で調整内容がわかるのか」との質問があり、事務局から「現在、専門部会において協議しており、7町で独自性をもって実施している事業について、できるだけ福祉の観点からサービスの低下を招かないよう、より充実したものになるよう検討されている。また、調整内容がわかる時期としては、新市の予算編成時まで具体的な事業内容をまとめる必要があることから、事業の趣旨、目的等を考慮して、その時に具体的な方針を示したい」との回答がありました。

この他の意見としては、「町単独事業のなかには、行政がすべきものかという事業があり、2町がされているいきいきふれあい旅行などは、老人会を育成しながら、そのなかの一つの事業としてするのが良い」といった意見などがありました。

この高齢者福祉事業の取扱いについては、継続協議とされたところであります。

次に、資料の46ページをお開き下さい。協議第37号児童福祉事業の取扱いについて、ご説明申し上げます。

1、保育所については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

2、保育料については、国の徴収基準を参考に段階的に改定を図り、合併後3年を目途に統一する。

3、学童保育については、現行のまま新市に引き継ぐ。

4、医療費助成事業については、現行の実施方法を基準とし、合併時に調整し実施する。

5、遺児福祉年金については、合併時まで調整し実施する。

児童福祉事業につきましても、事務事業現況調書の概要を47ページにまとめております。

まず、保育所につきましては、48ページをご覧ください。公立保育所が13箇所、私立保育所が6箇所ありますが、新市になりましても、継続して設置していく必要がありますことから、現行のとおり新市に引き継ぐとされております。なお、長時間保育、延長保育等のサービスにつきましても、各保育所において住民ニーズにあった事業を実施されておりますので、これらについても新市に引き継いでいかれるものであります。

次に保育料についてであります。資料の49ページに一覧表にまとめられております。7町とも国の徴収基準を参考にしながらも、王寺町においては国の基準額であり、その他の6町では、国の基準額の30%から90%の範囲で保育料が設定をされております。また、平群町においては階層区分の細分化が行われており、このことから、段階的に改定を図り、合併後3年を目途に統一するとされたものであります。

次に、学童保育につきましても、継続していく必要がありますことから、現行のまま新市に引き継ぐこととされております。資料につきましては、50ページでございますので後ほどご覧いただければと思います。

次に、医療費助成事業ですが、51ページに乳幼児医療費助成事業を、52ページに母子医療費助成事業についてまとめられております。いすれにつきましても、対象者、所得制限に各町とも違いがありますことから、現行の実施方法を基準とし、合併時まで調整することとされております。

次に5点目の遺児福祉年金ですが、53ページをご覧ください。この事業を実施しておりますのは、平群町、三郷町、斑鳩町で、対象者に違いがありますことから、合併時まで調整することとされております。

以上が児童福祉事業の取扱いについての提案内容であります。委員から、「保育料に相当の格差があり、3年を目途に調整するという事になれば、多額な、また大きな調整が必要になる。」との意見があり、事務局より、「保育料の違いが大きく、階層区分にも違いがあり、この調整に相当の時間がかかる。また、調整案によっては、かなりの負担増になることも予想されるので、負担額の差額の多い方については、段階的に改正する必要がある。」との回答がありました。

この児童福祉事業の取扱いについても、継続協議とされたところがあります。

次に、資料の54ページをお開き下さい。協議第38号農林関係事業についてご説明申し上げます。

1、国及び県が定める制度に基づく事業については、現行の実施方法を基準に、新市において実施する。

2、農業振興地域農用地区域については、現行のとおりとし、新市において策定する農業振興地域整備計画に基づき調整する。

3、農業経営基盤強化促進事業のマスタープラン（基本構想）については、新市において策定する。

4、生産調整対策事業の助成金については、合併時に統一する。また、水田農業推進協議会については、新市において設置する。

5、森林整備計画については、新市において策定する。

まず、1点目の国及び県が定める制度に基づく事業についてですが、7町において、これまでも、地域の生産農家の現状と要望をもとに事業が実施されてきたところです。新市におきましても、現行の補助制度を活用し、実施されるものであります。

次に、2点目の農業振興地域整備計画ですが、現在、農業振興地域指定のない王寺町を除き、6町で計画が策定されておりますが、新市になりましても、農業振興地域の整備に関する法律の規定により整備計画を定めることになっており、新市において計画を策定するものであります。なお、新市の計画が策定されるまでの間は、各町の整備計画により、適正管理を行うこととされております。

次に、３点目の農業経営基盤強化促進事業についてですが、農業経営基盤強化促進法により、農業経営の拡大や生産性の向上のために事業を実施する市町村は、マスタープラン（基本構想）を策定することとなっておりますので、これにつきましても、新市において策定することとされております。

４点目の生産調整対策事業については、国の制度に基づく部分については７町とも同様に実施をされており、町単独事業としては、上牧町を除く６町で実施をされており、その内容において違いがありますことから、合併時に統一するとされております。

また、水田農業推進協議会については、７町において設置をされておりますが、統合を図る意味から、新市において設置することとされております。

５点目の森林整備計画については、森林法の規定に基づき、国及び県の森林計画を踏まえ、市町村が定める計画でありますので、新市において策定することとされております。資料につきましては、５５ページ、５６ページにまとめてありますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上が農林関係事業についての提案内容であります。委員から、生産調整対策事業について「１６年度から水田農業ビジョンが各町で策定されそれぞれ補助金が異なる。新市では補助金が一括して入ってくるかどうか。」との質問があり、事務局より「国も全国的に合併協議が進んでいることも承知しており、各町のビジョンをそのまま活かすことも、また、新市において新しいビジョンを策定することのどちらについても対応したいとの国の意向を聞いている。」との回答がありました。

この農林関係事業についても、継続協議とされたところであります。

続きまして、５７ページをお開きください。協議第３９号商工・観光関係事業についてでございます。

１、中小企業融資事業については、新市において新たに融資制度を設ける。

2、中小企業債務保証料補給・助成事業については、合併時に調整する。

3、祭り・イベントについては、新市に引き継ぐ。各種実施団体が行う祭り・イベント等については、地域の歴史を尊重し、引き続き支援する。

58ページをご覧ください。まず、1点目の中小企業融資事業については、7町のうち実施をしていますのは平群町のみであります。しかし、県内では10市すべてにおいてこの事業を実施していますことから、新市において新たに融資制度を設けることとしております。また、2点目の中小企業債務保証料補給・助成事業については、現在、4町で実施されており、中小企業振興策として、融資制度とあわせて実施していく必要があることから、この制度につきましても、新市において実施することとし、合併時に調整をすることされております。

3点目の祭り・イベント等につきましては、59ページにまとめられております。地域の連帯意識の高揚と地域振興、また、観光振興の観点から、引き続き実施をしていくものであります。また、各種実施団体が行う祭り・イベント等についても、地域の歴史を尊重し、引き続き支援をしていくこととされております。

以上が商工・観光関係事業についての提案内容であります。委員からは「新市の住民の交流を深めるという観点から、新市の誕生を記念した新たなイベントを検討してもらいたい。」との意見がありました。

この協議事項につきましても、継続協議とされたところでございます。

最後に、60ページをお開きください。協議第40号建設関係事業についてでございます。

1、道路・河川占用料については、合併時に統一する。

2、町道については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、認定基準については、合併時に統一する。

3、町営住宅については、現行のとおりとし、新市において適正な

管理に努める。

4、入札・契約に関する取扱いについては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の趣旨を踏まえて、合併時に統一する。

5、都市計画区域及び現在の規制については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

6、都市計画マスタープランについては、新市において策定する。

7、都市計画審議会については、新市において設置する。

8、開発指導要綱等については、合併時に策定する。

まず、61ページをご覧ください。占用料については、各町において金額に違いがありますので、合併時に統一するものとされております。町道につきましては、すべて新市に引き継がれますが、表にございますように、各町で認定基準に若干の違いがありますことから、合併時に統一することとされております。

62ページをお開きください。町営住宅につきましては、各町とも入居基準は概ね同じ内容となっております。また、次ページに家賃についてまとめられております。公営住宅法に基づいて設置された住宅は、当該入居者の収入や住宅の立地条件、規模、建築時からの経過年数に応じて、かつ、近傍同種の家賃以下で事業主が定めることとされており、また、住宅地区改良法に基づいて設置された住宅の家賃は、条例により定額に定められております。

4点目の入札・契約の取扱いですが、64、65ページにまとめられております。入札方法、予定価格の決定方法、事前公表については、各町の事務手順等に違いがあります。また、契約については、各町ともほぼ同じ内容となっておりますが、指名審査会の取扱いについて差異が見られます。平成13年に公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が施行されており、この法律の趣旨を踏まえて、新市において調整することとされております。

次に66ページですが、都市計画に関するものがまとめられております。都市計画区域などの規制につきましては、現行どおり新市に引き継ぐこととされ、都市計画マスタープランにつきましては、都市計

画法に定められた手順に従い、新市において策定することとされております。都市計画審議会につきましては、都市計画決定や都市計画マスタープランなど都市計画に関する事項を調査・審議する重要な機関であり、新市においても設置することとされております。

次に、67ページですが、各町とも指導要綱を定めておりますが、適用範囲、事務手順に違いがあるため、合併時において新市の開発指導要綱等を策定することとされております。

以上が建設関係事業についての提案内容であります。委員から「各町の入札で一番違う点は事前公表であり、法律の趣旨からして、事前公表をしていく方向にあるのか」との質問があり、事務局より「専門部会において協議中であるが、基本的には事前公表するという方向で進められている。」との回答がされております。

この協議事項につきましても、継続協議とされたところでございます。

以上簡単ではございますが、第10回合併協議会の審議等概要のご報告とさせていただきます。

なお、次回の協議会でございますが、新たに提案されます協定項目として、社会教育事業の取扱い、財産・公の施設の取扱い、公共的団体の取扱い、補助金・交付金の取扱い、一部事務組合の取扱いについてが予定をされており、4月7日、午後2時から平群町総合スポーツセンター内総合体育館において開催されることになっておりますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

委員長

報告がありましたことについて、質疑意見等がありましたらお受けしてまいりたいと思います。

(質疑なし)

委員長

他にありませんか、ないようでしたら(1)合併協議会の報告についてを終わります。

委員長 次に、（２）住民投票条例検討小委員会の報告についてを議題といたします。吉川委員長が欠席ですので、飯高副委員長より報告をお願いいたします。

飯高副委員長 住民投票条例検討小委員会における審議の概要につきまして報告をさせていただきます。

条例案につきましては、小委員会の会議資料として以前に議員の皆様にご配布をさせていただいております委員長案にそって、他市町村の条例案等も参考にしながら、審議を行っているところでございます。

第４回目の小委員会につきましては、３月１０日午前９時より全委員出席のもと開催し、第３回目の会議において、確認いたしておりました事項等の整理を含め、確認ができましたもの等につきまして、報告をさせていただきます。

まず、条例の名称についてであります。斑鳩町の合併について住民の意志を確認するということで、アンケートでもよいのではといったご意見もありましたが、小委員会は、住民投票に関する素案の作成ということで、設置を致しておりましたので、再度この事を確認し、県下の住民投票条例等をみるなかで、自分の町名を入れた合併の意思を問う名称も多く、条例名称を「斑鳩町の合併についての意思を問う住民投票に関する条例」で確認をいたしました。

次に、条例の目的につきましては、広域７町との合併について問うものであり、法定協の名称と同じように、各７町の名をいれ「斑鳩町が平群町、三郷町、安堵町、上牧町、王寺町及び河合町と合併することについて、町民の意思を確認し、民意を反映した選択で将来の住民の福祉向上に資する」といった内容で確認をいたしました。

次に住民投票については、「住民の自由な意思が反映されるものであること」という内容で確認をいたしました。

次に住民投票の執行についてであります。住民投票は町長が執行し、選挙管理委員会に住民投票の管理・執行について、協議によりそ

の権限に属するものを委任する、という文言で第3回会議から継続して審議してまいりましたが、内容をより明確にしておくのがよい、また分かり易いようにするということから、管理・執行に関する事務については「斑鳩町選挙管理委員会に委任する」という文言で整理するという事で確認を致しました。

次に、住民投票の期日についてですが、この条例を実施するまでには、住民説明会も開催がされているものと判断すれば、当初は60日以上経過した日という事で提案いたしておりましたが、あまり長くするよりも30日以上を経過した日で、町長が定める日としておけば十分であるという意見もあり、投票の期日は「条例施行の日から30日以上経過をした日で町長が定める日」ということで確認をいたしていますが、委員より7町の合併協議会の動向について考慮するという文言を加えたほうが、広域7町の状況を判断する上で、また現在、法定協で合併協議も進められており、本条例案については議員発議で提出がされるものであり、執行者の町長の方にも誤解を招く事がないように、また斑鳩町が他町から突出することなく、他の町にも迷惑が掛からないように考えると、条文を加えてという意見や、条例の中に加えることについてはどうなのか等の意見もあり、この件については、継続審議をしていく事と致しました。

次に、投票の資格者について18歳以上とするのか、20歳以上とするのか、また永住外国人はどうするのかという事で色々議論を行っていますが、投票率や、住民投票の成立要件等にも影響するとの意見が多く、結論が出るまでには至らず、このことについても継続して審議をしていく事と致しました。

次に投票の方式と投票用紙への記入方法について、合併に反対、賛成の記述方法について大淀町が実施したように、「投票用紙に印刷する選択肢の順序は委員会がくじで定める順序とする」という公平性を考え、条文を追記しておくべき、投票がスムーズにいけるように山添村の条例施行規則でも記載がされており、もう少し研究した方がいいなどの意見があり、この事についても継続して審議していく事と致し

ました。

次に、開票立会人についての規定は具体的に記載しておくのがよいと言う事で具体的項目を入れるという事で確認を致しています。

また、無効投票の取扱いにつきましても、詳細に規定することと致しました。

次に、合併について住民への情報の提供については、町民が合併問題をより判断できる情報の提供を行うという事を条文として明記することで確認いたしました。

次に、住民等が行う投票運動については、投票運動は自由とするが、「町民の平穏な生活環境を侵害するような事のないように」といった文言を入れる事についての意見があり、次回会議で再度意見を聞いて整理をしていく事と致しました。

次に、住民投票の成立については、投票資格者の2分の1以上のものの投票により成立とし、要件を満たさない場合は開票をするのかどうかで意見をお聞きしていますが、半数以下でも参考のために開票すべき、関心を持ってもらうように消極的にすべきでない、住民投票の性格上投票に来ない人は否定されたもの等、種々の意見があり、この件については継続して審議していく事と致しました。

次に、投票、開票にかかる公職選挙法の準用については住民に分かり易い表現にすべきであるとの意見もあり、このことについても内容を研究し引き続き審議していく事といたしました。

次に、投票結果の公表については確定の告示をするという文言で確認を致しています。議長への報告については議案提出は議会だが、執行者は町長であり、議長への報告については文言に入れられないという事で確認を致しました。

次に、投票結果の尊重について「町長は尊重する」という文言について、議会の判断はどうするかも議論をしてほしいとの意見等もあり、多くの意見もある中で、本件については継続して審議をしていくことと致しました。

次に、条例からの委任事項であります、条例では大筋を決めてお

き、詳細は規則で定めると言う事で、条例は議員発議で提出がされ、この規則については実施にあたり、詳細まで決める必要のあるもの等が出てまいりますので、それらについては実施者である町の方で決めていってもらうのが望ましいということで規則委任をすることで確認を致しました。

次に、付則の施行期日についてであります。条例は公布の日から施行するということで確認をいたしています。

条例の失効につきましては、合併についての意思を確認するためのものであり、投票日翌日からの90日を経過した日からその効力を有しないものとするということについて、不服申立て期間や、書類の保存期間等、審議をしていく項目等がまだあり、引き続き継続して審議していく事と致しました。

以上が今日までの住民投票条例についての審議の概要であります。詳細につきましては会議録に整理を致しておりますので御覧いただきますようよろしくお願いを致します。

これをもって、住民投票条例検討小委員会の委員長報告とさせていただきます。ご静聴ありがとうございました。

委員長 小委員会委員長から報告のありましたことについて、何か質疑、意見等があればお受けしてまいります。

(質疑なし)

委員長 ないようですので、(2) 住民投票条例検討小委員会の報告についてを終わります。

小委員会におかれましては、引き続き審議方よろしくお願いを致します。

委員長 次に、2. その他について理事者から質疑、意見等があればお受けいたします。

企画財政
課補佐

前回、松田委員からご指摘のございました、7町の財政状況等についてご報告申し上げます。お手元に配布している7町の財政状況等についてという資料に基づきましてご報告させていただきます。

本資料は、現在公表されております平成13年度地方財政状況調査、地方公営企業決算状況調査等をもとに、7町の財政状況等につきまして、その状況を収録したものであります。

資料の構成は、7町の財政状況が把握できますよう、主要な費目ごとに表として取りまとめ、その表の中で、各費目にかかる各町の決算額と住民1人あたり額を示しております。また、各町の比較が容易にできますよう、住民1人あたり額での状況をグラフにしてあらわしております。

なお、本資料に収録しております数値は、平成13年度決算にかかる数値となっております。

それでは、各表につきましてご説明を申し上げます。

はじめに、決算状況等についてであります。1ページをご覧くださいませでしょうか。

総括的な各町の財政状況といたしまして、財政状況を判断します経常収支比率、起債制限比率等の各財政指標と地方債、基金の状況につきましてご説明を申し上げます。

それでは、表題の左から5つ目の標準財政規模からご説明を申し上げます。

標準財政規模とは、地方公共団体の一般財源の標準規模を示すものであります。

7町を比較しますと、総額では、最も大きい団体は、本町で61億9,238万8千円、最も小さい団体は、安堵町の23億3,786万6千円となっております。

これを住民1人あたり額で比較しますと、7町の合算額では22万9千円となり、安堵町が26万7千円と最も多く、上牧町が20万2千円と最も少なくなっております。本町は21万5千円となっております。

ます。

次に、地方公共団体の財政力を示します財政力指数では、これは1に近くあるいは1を超えるほど財源に余裕があるとされているものがあります。

7町を比較しますと、7町の単純平均では0.479となっており、財政力が、最も高い団体は、王寺町で0.548、最も低い団体は、安堵町で0.381となっております。本町は0.525となっております。

次に、右に1つ飛びまして、財政構造の弾力性を判断する経常収支比率についてであります。7町の単純平均では87.0%となっており、経常収支比率が、最も高い団体は、上牧町で96.2%、最も低い団体は、王寺町で76.6%となっております。本町は83.2%となっております。

また、起債制限比率では、これは、地方債の元利償還額が当該団体の財政を圧迫することから、地方債の発行を制限する指標として用いられているものであり、20%以上を超えますと、地方債の活用が制限されるものであります。

7町の単純平均は11.2%となっており、起債制限比率が、最も高い団体は、上牧町で15.2%、最も低い団体は、王寺町で1.9%となっております。本町は12.2%となっております。

次に、地方債残高と基金の状況についてであります。地方債残高では、7町を合わせますと816億6,121万7千円となり、最も残高が多い団体は、上牧町で170億6,839万9千円、最も少ない団体は、安堵町で68億8,927万5千円となっております。本町は92億9,789万2千円となっております。

これを住民1人あたり額で比較しますと、7町合算額では54万2千円となり、安堵町が78万8千円と最も多く、本町が32万2千円と最も少なくなっております。

一方、基金の状況は、右から2つ目の基金合計で7町の合わせますと140億3420万円となり、最も残高が多い団体は、王寺町で3

9億280万8千円、最も少ない団体は、上牧町で2億3,110万4千円となっております。本町は30億3,821万6千円となっております。

これを住民1人あたり額で比較しますと、7町の合算額では9万3千円となり、安堵町が25万4千円と最も多く、上牧町が9千円と最も少なくなっております。本町は10万5千円となっております。

次に、2ページをご覧くださいませでしょうか。主な歳入（一般財源）の状況についてであります。

下のグラフを用いましてご説明を申し上げます。このグラフは、団体を運営するにあたり、その基盤となる財源、地方税と地方交付税、そして主な歳入（一般財源）の各町の合計額を住民1人あたりで比較したものであります。

地方税の比較では、各町の一番左側、灰色であらわしております部分であります。

王寺町が12万7千円と最も多く、上牧町が8万円と最も少なくなっております。7町の合算額では10万4千円となり、本町は10万6千円となっております。

次に、地方交付税の比較では、各町の真中、黒色であらわしております部分であります。

安堵町が17万9千円と最も多く、本町が9万9千円と最も少なくなっており、7町の合算額では11万7千円となっております。

最後に、合計額の比較では、各町の一番右側、白色であらわしております部分であります。

安堵町が29万4千円と最も多く、上牧町が21万1千円と最も少なくなっております。7町の合算額では24万4千円となり、本町は22万9千円となっております。

次に、3ページをご覧くださいませでしょうか。市町村税の収納状況についてであります。

下のグラフをご覧くださいませでしょうか。このグラフは、各町の町税の収納状況を比較したものであります。

現年課税分の収納状況の比較では、各町の一番左側、灰色であらわしております部分であります。

各町それほど変わりはありませんが、本町が97.8%と最も高く、河合町が97.1%と最も低くなっており、7町の単純平均は97.5%となっております。

次に、滞納繰越分の収納状況の比較では、各町の真中、黒色であらわしております部分であります。

本町が20.0%と最も高く、平群町と河合町が8.7%と最も低くなっており、7町の単純平均は12.5%となっております。

最後に、当年度の収納状況の比較では、各町の右側、白色であらわしております部分であります。

本町が92.6%と最も高く、平群町と河合町が80.2%と最も低くなっており、7町の単純平均は86.5%となっております。

次に、4ページをご覧くださいませでしょうか。義務的経費の状況についてであります。

義務的経費とは、地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に削減できない経費をいいまして、極めて硬直性の強い経費であります。

下のグラフを用いましてご説明を申し上げますと、このグラフは、義務的経費を構成しますそれぞれの経費を住民1人あたりで比較したものであります。

はじめに、人件費の比較では、各町の一番下、灰色であらわしております部分であります。

河合町が9万4千円と最も多く、王寺町が5万9千円と最も少なくなっております。7町の合算額では7万6千円となり、本町は6万2千円となっております。

次に、老人施設措置費や児童手当、医療費助成等の扶助費の比較では、各町の真中、黒色であらわしております部分であります。

王寺町が1万7千円と最も多く、本町と平群町9千円と最も少なくなっており、7町の合算額では1万3千円となっております。

次に、地方債等の元利償還金であります公債費の比較では、各町の一番上、白色であらわしております部分であります。

平群町が7万7千円と最も多く、王寺町が3万5千円と最も少なくなっております。7町の合算額では6万4千円となり、本町は6万3千円となっております。

また、繰上償還を除いた定時償還額で比較しますと、表の方をご覧ください。表頭の左から5つ目の繰上償還を除くというところですが、平群町が7万6千円となり、王寺町が3万5千円となります。7町の合算額では6万円となり、本町は5万3千円となります。

最後に、義務的経費全体でみてみますと、表頭の計の部分であります。

7町の合算額では15万2千円となり、平群町が17万8千円と最も多く、王寺町が11万2千円と最も少なくなっており、本町は13万4千円となっております。

なお、義務的経費の内容をもう少し細かく見たものでありますので、後ほどご参照して下さい。

次に、7ページをご覧くださいませでしょうか。物件費の状況についてであります。5ページ、6ページにつきましては義務的経費をもう少し詳しく見た表でございます。7ページ、物件費の状況についてであります。

物件費とは、地方公共団体の歳出のうち、消費的性質をもつ、賃金、需用費、委託料等の経費を総称したものであります。

表頭の合計の欄をご覧くださいませでしょうか。各団体の下段に住民1人あたり額を示しております。

物件費では、安堵町が6万6千円と最も多く、上牧町が4万3千円と最も少なくなっております。7町の合算額では4万9千円となり、本町は5万3千円となっております。

このうち、経常的なものについてみてみますと、7町の合算額では4万3千円となり、安堵町が5万6千円と最も多く、三郷町と河合町が3万9千円と最も少なくなっております。本町は4万9千円となっ

ております。

次に、８ページをご覧くださいませでしょうか。補助費等の状況についてであります。

一部事務組合負担金、各種団体等への補助金などの経費であります補助費等につきましては、表頭の合計の欄をご覧くださいませでしょうか。各団体の下段に住民１人あたり額を示しております。

補助費等では、７町の合算額では３万円となり、王寺町が４万３千円と最も多く、本町が２万４千円と最も少なくなっております。このうち、経常的なものにつきましては、７町の合算額では２万５千円となり、王寺町が３万７千円と最も多く、本町が２万円と最も少なくなっております。

また、町が単独で交付します団体等への補助金につきましては、７町の合算額では６千円となり、安堵町が１万円と最も多く、本町と上牧町が５千円と最も少なくなっております。

次に、９ページをご覧くださいませでしょうか。維持補修費の状況についてであります。

維持補修費とは、地方公共団体が管理する道路・庁舎など各施設の修繕などの経費をいいます。

表頭の合計の欄をご覧くださいませでしょうか。各団体の下段に住民１人あたり額を示しております。

維持補修費では、７町の合算額では３千円となり、安堵町が１万５千円と最も多く、平群町が最も少なくなっております。本町は５千円となっております。

次に、１０ページをご覧くださいませでしょうか。普通建設事業費の状況についてであります。

道路、公営住宅や市民会館などの整備に投資した経費であります普通建設事業費につきましては、表頭の合計の欄をご覧くださいませでしょうか。

これは、平成３年度から１３年度の１０年間において、各町が投資してきた累計額を示しております。各団体の下段に、その累計額を住

民1人あたりで換算した額を示しております。

10年間の投資額の総額は、7町の合算額では1,871億3,403万1千円となり、上牧町が最も多く348億1,086万9千円、安堵町が最も少なく218億7,063万4千円となっております。本町は245億8,846万5千円となっております。

これを住民1人あたりで比較しますと、7町の合算額では124万2千円となり、安堵町が250万1千円、本町が85千3千円と最も少なくなっております。

次に、11ページをご覧くださいませでしょうか。繰出金の状況についてであります。

繰出金とは、各会計相互の間におきまして支出される経費をいいますが、本表では、一般会計から各特別会計に繰り出している金額をあらわしております。

住民1人あたり額で比較しますと、はじめに、表頭の左2つ目、公営企業会計繰出金では、三郷町と王寺町が最も多く2万3千円、安堵町が最も少なく9千円となっております。7町の合算額では1万6千円となり、本町は1万3千円となっております。

次に、国民健康保険事業会計繰出金では、安堵町が8千円と最も多く、河合町が4千円と最も少なくなっております。7町の合算額では5千円となり、本町も5千円となっております。

次に、老人保健会計繰出金では、三郷町と河合町が5千円と最も多く、本町を含めますその他の団体は4千円となっており、7町の合算額も4千円となっております。

次に、介護保険事業会計繰出金では、安堵町が6千円と最も多く、上牧町が4千円と最も少なくなっております。7町の合算額では5千円となり、本町も5千円となっております。

次に、12ページをご覧くださいませでしょうか。債務負担行為の状況についてであります。

土地開発公社等への債務保証を中心とする債務負担行為限度額につきましては、下のグラフを用いましてご説明を申し上げますと、三郷

町が最も多く、住民一人あたり３４万６千円、安堵町が最も少なく５万３千円となっております。７町の合算額では２１万８千円となり、本町は１２万１千円となっております。

最後に、１３ページをご覧くださいませでしょうか。普通会計と公営企業会計の債務をあわせました連結債務の状況であります。

下のグラフを用いましてご説明を申し上げますと、河合町が最も多く１２５万６千円、本町が最も少なく６５万５千円となっており、７町の合算額では９９万円となっております。

１４、１５につきましては、参考資料といたしまして、人口等の概要について、職員数等の状況についてという表を入れておりますので、後程ご参照いただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが、ご報告とさせていただきます。

委員長

今、理事者から各町の財政状況等についての説明がございました。何か、質疑、意見等あればお受けしてまいります。

（ 質疑なし ）

委員長

ないようですので、その他について委員より質疑、意見等があればお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長

質疑ご意見等がなければ、その他についてもこれをもって終了いたします。

委員長

なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受け致します。

(町長挨拶)

委員長

これをもって、本日の会議を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午後2時45分 閉会)